

令和4年1月28日

経済再生担当
新しい資本主義担当
新型コロナ対策・健康危機管理担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
山際 大志郎 殿

厚生労働大臣
後藤 茂之 殿

東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会担当
ワクチン接種推進担当大臣
堀内 詔子 殿

東京都知事
小池 百合子

今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

オミクロン株による感染は、これまで経験したことのないスピードで拡大しており、このまま感染拡大が続き、陽性者や濃厚接触者が増加すれば、医療提供体制のみならず、社会経済活動への影響が懸念されている。

都は、まん延防止等重点措置を実施し、都民・事業者と一体となって感染拡大防止に取り組むとともに、オミクロン株特別対応として医療提供体制の強化に先手で取り組んできた。加えて、更なる感染拡大に対応するため、宿泊療養施設の体制強化などのバージョンアップを図っている。

また、事業者に対するBCPの策定支援やエッセンシャルワーカーの宿泊支援、学校や学童保育の臨時休業への対応のためのベビーシッターの派遣など、社会活動の継続を支える取り組みを行っている。

こうした取組を都の総力を挙げて進めているところであるが、投入できる医療資源には限りがある。感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図るためには、国において、ワクチン、経口薬、中和抗体薬等の確実な供

給、感染者の療養期間や濃厚接触者の健康観察期間などの取扱いを見直すことが必要不可欠である。

その上で、感染拡大、医療の逼迫、社会経済活動の停滞という危機的な事態を招かないよう、国と都が一体となって取り組むべきと考えている。

については、国において以下の事項について速やかに対応いただくよう要望する。

記

1 ワクチン・経口薬・中和抗体薬（3点セット）の早期確保、確実な供給

（1）ワクチン

ア ワクチンの追加接種について、希望者全員の早期接種完了に向け、職域接種を含めたさらなる前倒し接種の具体化のため、今後のワクチン供給計画の全体像を早急に示すこと。

イ モデルナによる追加接種が進むよう、交差接種の効果や副反応などさらなる情報発信を行うこと。

ウ 小児接種についても、接種体制やワクチン供給等の具体的な計画を早期に明らかにするとともに、接種の目的、安全性や効果などの情報を国民に対しわかりやすく発信すること。

（2）経口薬・中和抗体薬

ア 経口薬やオミクロン株に対しても有効な中和抗体薬（ソトロビマブ）について、迅速な利用ができるよう、必要量の早期確保と確実かつ柔軟な供給体制を整えること。

イ 供給状況や利用状況を都道府県に速やかに情報提供すること。

（3）必要な医薬品の国内開発の促進

ワクチン・経口薬など予防・治療に不可欠な医薬品の開発については、国内における安定的な供給のため、国としての支援を行うとともに、可能な限り早期に治験や承認を行うこと。

2 感染者の療養解除期間の短縮等

年明け以降、全国各地の新規陽性者数がこれまで経験したことのないスピードで急増し、既に医療現場では濃厚接触者などの欠勤により医療提供体制に支障が生じつつある。このままでは医療だけでなく、社会活動そのものが停滞することが懸念される。

(1) 感染者の療養解除期間及び濃厚接触者の健康観察期間の短縮

感染拡大防止と社会活動の継続を両立し、医療提供体制を維持するため、海外の先行事例や科学的知見を踏まえつつ、感染者の療養解除期間、濃厚接触者の健康観察のあり方や期間を速やかに見直すこと。

(2) 病床の効率的な運用

一般病床とコロナ病床がともにひっ迫することのないよう、病床の効率的な運用について、病床単位で病床を活用する場合の院内感染対策の手法など、具体的な内容を早急に明らかにすること。

3 検査体制の充実・確保

急速に広がるオミクロン株への対応で、医療や行政検査に加え、集中的検査や無料検査などの検査需要が急増することから、検査キットや試薬の十分な供給量の確保など、必要な検査の需要に見合った検査体制を国の責任で充実・確保すること。

4 緊急事態宣言等の取扱いに係る方針の明確化

都はまん延防止等重点措置を実施し、感染拡大の抑制に努めており、その効果を見定めているところであるが、現時点でオミクロン株の勢いは止まる気配をみせていない。今後、更に感染が拡大した場合に、都が効果的な取組を進めるため、国において、オミクロン株の特性を科学的知見に基づき分析し、医療提供体制や社会活動の継続等に関する全般的な対応方針を明らかにした上で、基本的対処方針を変更し、緊急事

態宣言の発出や措置内容などの具体的な対策等についても明記すること。

また、1月26日付事務連絡でレベル3移行への考え方が示されたところであるが、オミクロン株の特性を踏まえた、医療提供体制や社会活動の継続等に関する全般的な対応方針に基づき、都道府県が的確に判断できるよう、国として明確で分かりやすい基準を速やかに示すこと。